

愛媛県及び県議会各会派へ公共サービス基本条例制定署名を提出し、要請

1月21日、連合愛媛の官公部門で組織する愛媛県公務公共サービス労働組合協議会は、愛媛県並びに県議会各会派（民主党、社民党）に対して、公共サービス基本条例の制定を要請した。

この条例制定の取り組みは、2009年5月の公共サービス基本法制定をうけて、全国の各自治体で公共サービス基本条例を制定する取り組みの一つ。

今日、医療・福祉・子育て・教育・地域交通などの公共サービスが劣化し、格差拡大や貧困などが深刻な社会問題になっている。必要とされる良質な公共サービスを保障することが、安心・安全な暮らしの実現と地域社会の発展に繋がるものであり、各自治体の責任において県民が必要とする質の高いサービスの提供が求められている。

当日、愛媛県公務公共サービス労働組合協議会は、9,495筆の署名を県の担当課である総務部行政システム改革課に提出した。兵頭課長は、「公共サービスの必要性は認めた上で、上司に要請があったことは伝え対処していきたい。しかし、地方自治体で条例制定をしているケースはまだなく、条例骨子案についても研究させてほしい」と答えた。これに対して、同協議会の寺尾副議長（自治労愛媛県本部）は、「格差拡大や貧困などが深刻な社会問題になっており、必要とされる良質な公共サービスを保障することが自治体の責務。早急な制定をお願いしたい」と強く要請した。

今後、連合愛媛とも連携し、まず県段階で公共サービス基本条例制定をさせ、県下各自治体においても随時制定をめざしていく。



愛媛県総務部行政システム改革課長（左側）へ要請書と署名を提出

2011年1月21日

愛媛県知事 中村 時広 様

日本労働組合総連合会愛媛県連合会
会 長 木原 忠幸

愛媛県公務公共サービス労働組合協議会
議 長 大森 勝

公共サービス基本条例制定についての要請

日頃より県行政および市町の発展、活性化にご尽力されていることに対し敬意を表します。

さて、我々公務労働者は、総人件費の抑制、合理化による職員減、民営化の推進等による処遇に対し不安を抱え、また、仕事量の増加等による体調不安を訴える職員が増加するなど、厳しい職場環境を強いられています。

一昨年5月、公共サービス基本法が制定されました。今日、医療・介護・福祉・子育て・教育・地域交通などの公共サービスが劣化し、格差拡大や貧困などが深刻な社会問題となっています。その解決は、政府及び各地方自治体の重要な課題であり、それに答えるために法律が制定されたものです。

公共サービスは、地方自治体及びNPOなど幅広い担い手によって提供されています。必要とされる良質な公共サービスを保障することが、安心・安全な暮らしの実現と地域社会の発展につながるものと確信をしています。様々な実施主体による公共サービスを含め、地方自治体の責任において、必要とする県民に質の高いサービスが提供されるよう、愛媛県においても早急に条例制定がされるよう、別紙の公共サービス基本条例（骨子案）の原則に沿って定めることを強く要請します。

また、公共サービス基本条例制定の求める要請署名9,495筆をそれて提出致しますので、早急に協議の上、直近の議会での条例制定を強く求めます。

以上

2011年1月21日

民主党愛媛県連
幹事長 横山 博幸 様

日本労働組合総連合会愛媛県連合会
会 長 木原 忠幸

愛媛県公務公共サービス労働組合協議会
議長 大森 勝

公共サービス基本条例制定についての要請

日頃より県行政に対し、県民視点で意見反映にご尽力されていることに対し敬意を表します。

さて、我々公務労働者は、総人件費の抑制、合理化による職員減、民営化の推進等による処遇に対し不安を抱え、また、仕事量の増加等による体調不安を訴える職員が増加するなど、厳しい職場環境を強いられています。

一昨年5月、公共サービス基本法が制定されました。今日、医療・介護・福祉・子育て・教育・地域交通などの公共サービスが劣化し、格差拡大や貧困などが深刻な社会問題となっています。その解決は、政府及び各地方自治体の重要な課題であり、それに答えるために法律が制定されたものです。

公共サービスは、地方自治体及びNPOなど幅広い担い手によって提供されています。必要とされる良質な公共サービスを保障することが、安心・安全な暮らしの実現と地域社会の発展につながるものです。様々な実施主体による公共サービスを含め、地方自治体の責任において、必要とする県民に質の高いサービスが提供されるよう、公共サービス基本条例制定の求める要請署名9,495筆を添えて、愛媛県においても早急に条例制定がされるよう、別紙の公共サービス基本条例（骨子案）の原則に沿って定めることを強く要請をしてきたところです。

公共サービスの向上・発展は、議会・県当局・労働組合それぞれにおいても共通の課題であると確信をしています。

我々、愛媛県公務公共サービス労働組合協議会の要請の主旨に対しご理解を頂き、直近の議会において、条例制定が行われるようご協力を頂きますよう強く要請いたします。

以上

2011年1月21日

社民党愛媛県連合
代表 村上 要 様

日本労働組合総連合会愛媛県連合会
会 長 木原 忠幸

愛媛県公務公共サービス労働組合協議会
議長 大森 勝

公共サービス基本条例制定についての要請

日頃より県行政に対し、県民視点で意見反映にご尽力されていることに対し敬意を表します。

さて、我々公務労働者は、総人件費の抑制、合理化による職員減、民営化の推進等による処遇に対し不安を抱え、また、仕事量の増加等による体調不安を訴える職員が増加するなど、厳しい職場環境を強いられています。

一昨年5月、公共サービス基本法が制定されました。今日、医療・介護・福祉・子育て・教育・地域交通などの公共サービスが劣化し、格差拡大や貧困などが深刻な社会問題となっています。その解決は、政府及び各地方自治体の重要な課題であり、それに答えるために法律が制定されたものです。

公共サービスは、地方自治体及びNPOなど幅広い担い手によって提供されています。必要とされる良質な公共サービスを保障することが、安心・安全な暮らしの実現と地域社会の発展につながるものです。様々な実施主体による公共サービスを含め、地方自治体の責任において、必要とする県民に質の高いサービスが提供されるよう、公共サービス基本条例制定の求める要請署名9,495筆を添えて、愛媛県においても早急に条例制定がされるよう、別紙の公共サービス基本条例（骨子案）の原則に沿って定めることを強く要請をしてきたところです。

公共サービスの向上・発展は、議会・県当局・労働組合それぞれにおいても共通の課題であると確信をしています。

我々、愛媛県公務公共サービス労働組合協議会の要請の主旨に対しご理解を頂き、直近の議会において、条例制定が行われるようご協力を頂きますよう強く要請いたします。

以上